

院内感染防止対策に関する取り組み

当院では、病院に関わる全ての人たち（患者・家族・職員・委託職員も含む）を感染から守るために「標準予防策」を基本とした感染対策と感染経路別予防対策を実施しています。また、病院内外の感染情報を広く収集し、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応します。院内感染が発生した事例については、速やかに予防策の実施及び評価を行い、院内感染対策の改善に努めます。

《取り組み事項》

1 院内感染対策委員会に関して

当院における院内感染予防を確立し、院内感染の防止及び対策、並びに感染性廃棄物の適正処理を図るため、院内感染委員会を設置し、院内感染の動向や抗菌薬の適正使用について検討するとともに、すべての病院職員に対する組織的な教育を行います。委員会の定時開催は月 1 回ですが、早急な対策が必要な時は臨時開催を行います。

院内感染対策委員会により定期的な院内ラウンドを行い、現場における感染問題に迅速に対応しています。

2 院内感染対策に関する職員研修に関して

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会を年 2 回以上開催し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員へ周知を行っています。

3 感染症の発生状況の報告に関して

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる細菌の検出状況を随時全職員に知らせ注意喚起します。必要があれば、発生状況や対策について検討や指導を行います。

4 院内感染発生時の対応に関して

院内感染が疑われる事例が発生した場合は、病院長・看護師長・感染対策委員長への報告を行います。病院長の指示のもと速やかに現状の確認、疫学調査を行い感染源や感染経路を特定してスタッフと協力して感染拡大を防止します。また、感染症法による届出が義務付けられている感染症が特定された場合は、基準に沿い速やかに保健所に報告し対応します。

5 患者さんへの情報提供に関して

感染症の流行がみられる場合には、院内ポスター等の掲示や配布物による情報提供を行います。